## ■ 法人課税

民間投資活性化等のための税制改正は、主に法人を対象としており、投資と雇用の拡大を図る内容になっている。また、改正項目はすべて減税措置になっている。

- ※今回の改正内容は、「産業競争力強化法」を前提とした内容が多く盛り込まれている。
- ※産業競争力強化法は、成長戦略を実現するため、産業の新陳代謝の促進や成長市場の育成を目指した法律で、今秋の臨時国会で成立の予定である。

↓ :減税を意味する。

項目	内容	適用期日等
生産性向上設備	○産業競争力強化法に定める <u>生産性向上設備等</u> を取得し、事業供用し	産業競争力
投資促進税制	た場合、特別償却又は税額控除(法人税額の 20%限度)が選択適用で	強化法の施
【新設】	きる。	行日から平
		成 29 年 3 月
	○生産性向上設備等(1. 又は 2.)	31 日までに
	1. 先端設備	取得等した
	最新モデルかつ生産性向上(年平均生産性1%以上向上)要件を	設備につい
	みたす次の資産	て
	対象となるものの	
	種類と取得価額要件 用途・細目	
	機械装置 限定なし	※平成 26 年
	(160万円以上)	4月1日前に
	工具 ロール	終了する事
	(120 万円以上 (30 万円以	業年度(今
	上のもので年合計すると	期)
	120 万円以上でも可))	
	器具備品 イ. 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷	産業競争力
	(120 万円以上 (30 万円以 蔵機付のもの	強化法の施
	上のもので年合計するとローニートルのよっで年合計するとローニートルのよって年合計するとローニートルのよっては暖房用機器	行日から平
	120 万円以上でも可))	成 26 年 3 月
	電気又はガス機器	31 日までに
	ニ. 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを	取得等した
	除く。)	ものは、平成
	ホ. 電子計算機	26 年 4 月 1
	(サーバー (ソフトウェア (OS) を同時に取得するも	日を含む事
	のに限る。)に限る。)	業年度にお
	へ. 試験又は測定機器	いて適用
	建物(120万円以上(60万 断熱材及び断熱窓	
	円以上のもので年合計す	
	ると 120 万円以上でも可))	
	建物附属設備 イ. 電気設備 (照明設備を含む) のうちその他のも	
	(120万円以上 (60万円以 の	
	上のもので年合計すると ロ. 冷房、暖房、通風またはボイラー設備	
	120 万円以上のものでも ハ. 昇降機設備	
	可)) ニ. アーケード又は日よけ設備	
	ホ. イ~二以外のその他のもの(日射調整フィルム	
	に限る。)	
	ソフトウェア(中小企業者 設備の稼働状況等の情報収集機能及び分析・指示機	

	投資計画上の であることの 建物、建物附	30 万円以 計すると ものでも Pオペレーションで D投資利益率が 15 経済産業局の確認	改善に資する設備 5%以上(中小企業 なを受けた機械装置	美者等は 5%以上) 置、工具器具備品、 (金額要件は、先端	
	設備と同じ) ○特別償却の割合 特別償却 機械装置など	~28. 3. 31	~29. 3. 31		
	下記以外建物、構築物	即時償却	50%特別償却		
		即時償却	25%特別償却		
	○税額控除の割合	1	00.0.01	1	
	機械装置など	~28.3.31 5%税額控除	~29.3.31 4%税額控除		
	下記以外 建物、構築物				
中小企業投資促	○中小企業投資係	3%税額控除	2%税額控除 29 年 3 日 31 日ま	で3年間延長	平成 29 年 3
進税制【延長、拡充】	<ul><li>○中小企業投資促進税制を、平成29年3月31日まで3年間延長</li><li>○特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、即時償却又は7%(資本金3000万円以下の中小企業者等は10%)の税額控除</li></ul>				月31日まで
少額減価償却資 産の取得価額の 特例 【延長】	○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(30万円未満の少額資産の損金算入の特例)を、平成28年3月31日まで2年間延長				
研究開発税制の 見直し 【延長、拡充】	○研究開発税制の 31 日までに開始す ○増加型の税額招 (改正前:現行5	する事業年度まで E除割合を引上げ		を、平成 29 年 3 月	平成 29 年 3 月 31 日まで

	(改正案:試験研究費の増加割合に応じた税額控除割	
	合(5%~30%)に変更)	
既存建築物の耐	○耐震基準に適合する耐震改修を実施した場合、その取得価額の 25%	平成 27 年 3
震改修投資促進	を特別償却することができる。	月 31 日まで
税制		に耐震診断
【新設】	○適用要件	結果の報告
<b>J</b> L	1. 耐震診断結果を平成 27 年 3 月 31 日までに報告	
	2. 平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後 5 年以内に耐震改	報告後5年
	修の実施	以内に耐震
	○耐震改修	改修の実施
	地震に対する安全性向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え	
所得拡大促進税	○適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年間延長	平成 30 年 3
制		月 31 日まで
【延長、拡充】	○要件の緩和	
1	1. 雇用者給与等支給増加割合の緩和(現行: 5 %以上)	
	・平成27年4月1日前に開始する事業年度:2%以上	
	・平成27年4月1日~平成28年3月31日までに開始の	
	事業年度:3%以上	
	・平成28年4月1日~平成30年3月31日までに開始の	
	事業年度:5%以上	
	2. 平均給与等支給額の要件の緩和(現行:前年度以上であること)	
	・国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直す	
LE VI	・前年度を上回ること	
ベンチャー投資	○産業競争力強化法による認定を受けた「ベンチャーファンド」を通	平成 26 年 4
促進税制	じた投資が対象	月 1 日以後
【創設】	〇上記ベンチャーファンドからベンチャー企業への投資が行われた時 トス・ルグな (ヤマンドログログ ログログ ログログ ログログ ログログ ログログ ログログ ログロ	に終了する
1	点で、投資額(新事業開拓事業者投資損失準備金)の 80%が損金算入	事業年度
<b>本业工信用</b> 类型	できる	54 00 K 1
事業再編促進税	○産業競争力強化法で認定を受けた「特定事業再編(同業種間の事業	平成 26 年 4
制	統合など)」に伴う出資や融資が対象	月1日以後
【創設】	〇上記事業再編に伴う出資や融資(特定事業再編投資損失準備金)の 700/ ません第1 できる	に終了する
	70%を損金算入できる	事業年度
	○特定事業再編により設立された法人の登録免許税も軽減	